

## 有収率向上検討委員会設置要領

### （設置）

第1条 水道の有収率向上と水道施設の効率的な利用を図り、水道事業の安定的かつ合理的な経営を目指すため、有収率向上検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 検討委員会は、局長、次長及び別表に掲げる課の課長をもって組織する。

2 局長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### （所掌事務）

第3条 有収率向上に向けた対策に関すること。

2 水道施設の効率的利用の推進に関すること。

### （会議）

第4条 会議は、局長が招集し、局長が議長となる。

2 局長は、特に必要があると認めるときは課長以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### （調査会）

第5条 検討委員会に調査会を置く。

2 調査会は、各課の課長補佐及び担当係長をもって組織する。

3 前項の課長補佐及び担当係長は別表に掲げる職をもって充てる。

4 調査会の会議は、経営戦略課長補佐が招集し、経営戦略課長補佐が議長となる。

5 調査会は、検討委員会の決定に基づき、有収率向上のための必要な事項について調査検討し、その結果を検討委員会に報告する。

6 経営戦略課長補佐は、特に必要があると認めるときは各課の課長補佐及び担当係長以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### （庶務）

第6条 検討委員会及び調査会の庶務は、経営戦略課企画・DX推進係において処理する。

### （委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 3 月 12 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

所属	職・氏名
総務課	課長補佐 総務管理係長
経営戦略課	課長補佐 企画・DX推進係長
営業課	課長補佐 管理係長
浄水課	課長補佐 浄水事業係長
水道施設課	課長補佐 管理係長